

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県高崎市箕郷町矢原2155番地

氏 名 三原興業株式会社

代表取締役 三原勝太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 23年 2月 1日

許可の有効期限 平成 28年 1月 31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎)、中間処理 (選別)

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理 (破碎) ①紙くず、②木くず (以上2種類)

中間処理 (選別) ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、
⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類 (以上8種類)

中間処理 (破碎) ①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上1種類)

中間処理 (破碎) ①廃プラスチック類 (以上1種類)

2 (3)の施設で処理するガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃石膏ボードに限る。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設 (破碎) の設置場所

高崎市箕郷町矢原宇鈴ヶ峯2146番12外2筆

イ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類の種類 破碎 産業廃棄物の種類及び能力

紙くず
木くず

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

高崎市箕郷町矢原宇鈴ヶ峯2146番12外2筆

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 1,200㎡ 保管容量 2,250m³

(2) ア 中間処理施設 (選別) の設置場所

高崎市箕郷町矢原字十二本松 2151 番外 3 筆

イ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 選別 産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

高崎市箕郷町矢原字十二本松 2151 番外 3 筆

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 120m² 保管容量 240m³

(3) ア 中間処理施設 (破碎) の設置場所

高崎市箕郷町矢原 2128 番地

イ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎 産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [16 t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県高崎市箕郷町矢原 2128 番地

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 33m² 保管容量 73m³

(4) ア 中間処理施設 (破碎) の設置場所

高崎市箕郷町矢原 2128 番地

イ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎 産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [3.9 t/日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

高崎市箕郷町矢原 2128 番地

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 120m² 保管容量 257.3m³

3 許可の条件

※1 上記2(1)中間処理施設(破碎)の処理能力は[20t/日]とする。

※2 上記2(2)中間処理施設(選別)の処理能力は[240t/日]とする。

4 許可の更新、変更の状況

昭和 51年 12月 17日 新規許可

平成 8年 1月 31日 更新許可

平成 12年 4月 28日 変更許可

平成 13年 2月 1日	更新許可
平成 13年 9月 11日	変更許可
平成 15年 11月 27日	変更許可
平成 18年 2月 1日	更新許可
平成 18年 7月 21日	変更許可
平成 23年 2月 1日	更新許可

5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性
(該当なし)

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出
なし